

## 吸収分割に係る事後開示書面

(会社法791条第1項第1号、第801条第3項第2号  
及び会社法施行規則第189条に定める書面)

2022年10月1日

(更新日：2022年10月3日)

AZ-COM丸和ホールディングス株式会社

株式会社丸和運輸機関

2022年10月1日

## 吸収分割に係る事後開示事項

埼玉県吉川市旭7番地1  
AZ-COM丸和ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 和佐見 勝

埼玉県吉川市旭7番地1  
株式会社丸和運輸機関  
代表取締役社長 和佐見 勝

AZ-COM丸和ホールディングス株式会社（旧商号：株式会社丸和運輸機関）（以下、「分割会社」という）と株式会社丸和運輸機関（旧商号：丸和運輸機関分割準備株式会社）（以下、「承継会社」という）は、2022年10月1日（吸収分割の効力発生日）をもって吸収分割（以下、「本件分割」という）を実施いたしました。本件分割に関し、会社法第791条第1項第1号、第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に定める事後開示事項は、以下のとおりです。

### 1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2022年10月1日

### 2. 分割会社における手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

#### (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

分割会社の株主より会社法第784条の2の規定による請求はありませんでした。

#### (2) 会社法第785条の規定による手続の経過

会社法第785条、社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項及び第161条第2項の規定により、分割会社の株主に対し、2022年8月19日付で電子公告いたしましたが、株式の買取請求をされた株主はありませんでした。

#### (3) 会社法第787条の規定による手続の経過

会社法787条の規定により、新株予約権者（2012年11月17日及び2013年3月27日開催の分割会社の取締役会決議に基づき発行された分割会社の第1回新株予約権・第2回新株予約権に係る新株予約権者に限る。）に対し、2022年8月19日付で電子公告いたしましたが、新株予約権の買取請求をされた新株予約権者はありませんでした。

#### (4) 会社法第789条の規定による手続の経過

本件分割に係る債務の承継は、重疊的債務引受の方法によっているため、本件分割に関し、分割会社に対して異議を申述することができる債権者は存在しません。

3. 承継会社における手続の経過（会社法施行規則第189条第3号）

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

承継会社の株主より会社法第796条の2の規定による請求はありませんでした。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過

会社法第797条の規定により、承継会社の株主に対し、2022年8月19日付で通知いたしましたが、株式の買取請求をされた株主はありませんでした。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過

会社法第799条の規定により、2022年8月19日付で官報に公告するとともに、知っている債権者に個別催告をいたしましたが、異議申述期限の2022年9月19日までに異議申述をされた債権者はありませんでした。

4. 本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）

本件分割により、承継会社は、分割会社から、分割会社が営む物流事業及びそれに付帯する一切の事業に関する資産、負債その他の権利義務を引き継ぎました。分割会社から承継した資産及び負債の額は、それぞれ、19,490百万円（概算値）、16,232百万円（概算値）です。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日（会社法施行規則第189条第5号）

2022年10月3日

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）

承継会社は、本件分割に際して、効力発生日に普通株式6,400株を新たに発行し、分割会社に交付しました。

以上